

福岡県公報

令和7年3月11日
第578号

目次

告示(第152号-第159号)

○道路の占用の制限	(道路維持課)	1
○道路の占用の制限	(道路維持課)	1
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○性暴力根絶に向けた対応指針	(生活安全課)	3
○大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収事務の委託	(文化振興課)	4
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(こども未来課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	8
○土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	11
○福岡県立社会教育総合センターの利用料金の承認	(教育庁社会教育課)	11
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	12
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14

告 示

福岡県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	国道	386号	朝倉郡筑前町篠隈185番2先から朝倉郡筑前町篠隈184番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和7年3月25日

福岡県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告

示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
八女	県道	八女高瀬線	八女市本村425番105先から八女市本村425番54先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月25日

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
八女	県道	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山1383番12先から八女市上陽町上横山1087番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月25日

福岡県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和元年12月福岡県告示第481号北九州広域都市計画下水道事業中間公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

中間市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業中間公共下水道

3 事業施行期間

平成6年3月23日から令和12年3月31日まで

4 事業地

- (1) 取用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第156号

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）第16条第3項の規定に基づき、性暴力根絶に向けた対応指針を次のように定めたので告示する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

性暴力根絶に向けた対応指針

1 趣旨

本指針は、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成31年福岡県条例第19号）（以下、「条例」という。）の規定に基づき、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方を示すものである。

2 基本的な考え方

- (1) 性暴力に関する県民の理解を促進し、条例において掲げられている「県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会」を実現するため、本指針において、県、県民、事業者及び市町村に対して、性暴力の考え方、具体的な例、根絶に向けた各主体の責務及び具体的取組等を示すものとする。
- (2) 本指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

3 性暴力とは

性暴力とは、被害者の身体又は精神に対し、被害者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為である（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われる性的な行為等も

含む）。

性暴力は、被害者の気持ちが尊重されず、被害者が自分の身体に関することを自分で決める権利を否定する人権侵害である。

年齢・性別に関わらず起こり、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こる。

刑法その他の法律や条例で性犯罪と規定される不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、盗撮、痴漢のほか、セクシュアル・ハラスメントなど同意なく行われる性的な行為や発言も性暴力に含まれる。

性暴力は、被害者やその家族等の心身に長期にわたって重大な悪影響を及ぼす。

性暴力の背景に、性差別意識がある場合がある。

4 各主体の責務

(1) 県

- ・性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組む。
- ・性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じる。
- ・市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、市町村の取組を支援する。
- ・性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体に対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努める。

(2) 県民

- ・性暴力及びその被害者に関する理解を深め、性暴力に関する不適切な固定観念を取り除くことにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう努める。
- ・性暴力の根絶に向けて、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。

(3) 事業者

- ・事業所でのセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、従業員の研修参加等、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。
- ・性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、被害者に寄

り添い適切に対応する。

(4) 市町村

- ・県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進する。
- ・性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努める。

5 具体的取組

(1) 性暴力の発生予防

① 性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努める。
- ・私立学校法第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、公立の学校の教育の状況等を踏まえ、それに準じた教育を行うよう努める。
- ・上記教育活動に、県は、性暴力や性被害に関し専門的な知識及び経験を有する専門家を派遣する。
- ・県は、県民が性暴力の被害者も加害者も出さないための知識等を身につけることができるよう、性暴力根絶に関する研修を実施する。

② 性暴力に関する広報・啓発活動

- ・県は、性暴力の根絶、被害者の支援及び条例に関する広報啓発を実施する。
- ・県は、発達段階に応じた啓発資料を作成し、児童生徒及び学生に配付する。

③ 性暴力を防止する環境整備

- ・事業者は、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じる。
- ・事業者は、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに、被害者に対する配慮の措置、行為者に対する適正な措置を講ずるとともに、再発防止に努める。

- ・県及び、学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所の管理、運営に携わる者は、性暴力となる撮影行為等が発生しにくい環境を整備する。

(2) 性暴力被害者支援

- ・県は、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下、「支援センター」という。）を設置し、その周知に努める。
- ・支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携し、性暴力の被害者の支援に関する業務を行う。

(3) 性暴力加害者対策

- ・県は、性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときに相談できる窓口を設置する。
- ・県は、条例第17条第1項に基づく住所等届出対象者に対する専門的な指導プログラム又は治療受診の勧奨及び社会復帰の支援を行う。

(4) その他

- ・県は、性暴力の根絶に向けた取組等についてその効果を把握し、今後の方向性を検討するため、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設ける。

福岡県告示第157号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 株式会社西日本新聞イベントサービス
- 2 所在地 福岡市中央区天神一丁目4番1号

福岡県告示第158号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市内野公民館・老人いこいの家複合施設改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡市早良区内野五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は令和6年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市早良区内野五丁目地内において、福岡市内野公民館（以下「内野公民館」という。）及び福岡市内立内野老人いこいの家（以下「内野老人

いこいの家」という。）の複合施設を建設するものである。

内野公民館は、平成3年度に建設された鉄筋コンクリート造2階建の公民館であるため、現行施設規模基準の公民館に比べて施設規模が劣っているほか、玄関に段差があり、自動扉やエレベーターも未整備であるなど、施設のバリアフリー化がなされておらず、福岡市福祉のまちづくり条例（平成10年福岡市条例第9号）の基準を満たしていない。そのため、地域団体の活動拠点となる場がなく、高齢者の利用における利便性の悪さから活動を休止するなど、公民館活動に支障をきたしている状況にある。

さらに、内野老人いこいの家は、昭和62年度に建設された軽量鉄筋プレハブ造の建物であり、老朽化が著しい上に狭隘であり、内野公民館と同じくバリアフリーがなされておらず、地域と連携した活動が十分に行われていない状況にある。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効活用、各施設の相互利用が図れることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、各種の社会教育活動及び高齢者福祉活動を積極的に推進することにより、地域住民に生きがいを提供し、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、両施設の相互利用が図られるほか、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備えた内野校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されておらず、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業計画において、住民の利便性、環境、事業費の面等3案について検討を行った上で、住民の利便性が高く、環境が良好であり、災害の際の一時避難所としての機能を兼ね備え、事業費も3案中最小となる、社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の活動に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市内野公民館・老人いこいの家複合施設改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（生涯学習推進課）

福岡県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	中 津 線 豊 前	豊前市大字八屋359番1先から 豊前市大字八屋347番1先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部こども未来課に備え置きます。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

貸付金の管理における利便性向上のため、様式における用語の整理等の軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年3月11日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和7年4月7日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和8年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和7年4月7日（月曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年5月1日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	05	運送	AA又はA
13	11	その他	AA又はA

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和7年4月30日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することが

できる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年4月30日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

令和7年5月1日（木曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,353,228部を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,353,228部を乗じて得た額の100分の5以上を保険金額とする

もの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「世帯への配布」業務に係る契約で、契約金額(単価契約の場合は、当該単価に配布実績部数を乗じた総額)が、見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量4,353,228部を乗じて得た額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量4,353,228部を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量4,353,228部を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Distributing Fukuoka Prefecture's Newsletter to households in Fukuoka City.
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. on April 30, 2025.
- (3) Contact Point for the Notice :

Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
福岡市石釜上ノ前土地改良事業共同施行	区画整理事業	令和6年8月15日	令和7年1月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第10号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）の制定による食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年3月11日

公告

福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例（昭和58年福岡県条例第24号）第2条第2項の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立社会教育総合センター

2 位置

糟屋郡篠栗町大字金出3350番地2

3 利用料金の承認年月日

令和7年2月28日

4 利用料金

室名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後7時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1研修室	750円	1,000円	500円	2,000円	2,000円	3,000円
第2研修室						
第3研修室	1,110円	1,480円	740円	2,960円	2,960円	4,440円
第4研修室	2,040円	2,720円	1,360円	5,440円	5,440円	8,160円
自由研修室	2,040円	2,720円	1,360円	5,440円	5,440円	8,160円
第1和室	750円	1,000円	500円	2,000円	2,000円	3,000円
第2和室						
講堂	11,130円	14,840円	7,420円	29,680円	29,680円	44,520円

大研修室	3,330円	4,440円	2,220円	8,880円	8,880円	13,320円
視聴覚室	3,690円	4,920円	2,460円	9,840円	9,840円	14,760円
音楽室	2,580円	3,440円	1,720円	6,880円	6,880円	10,320円
美術室	1,470円	1,960円	980円	3,920円	3,920円	5,880円
宿泊室	一人一泊につき 1,230円					

備考 研修室等の利用者が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、宿泊室を除き、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体その他規則で定める団体が利用する場合は、この限りでない。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第246回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和7年3月18日 13時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9-15

福岡県中小企業振興センター 3階 301会議室

3 予定議案

- 福岡県都市計画基本方針の策定について
- 筑豊広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- 筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

田川郡呉土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏名	住所
鶴我 繁和	田川郡香春町大字柿下1191番地1
村上 卓哉	田川市大字弓削田517番地11
坪根 建二	田川郡香春町大字鏡山1121番地2
坪根 義和	田川郡香春町大字鏡山1164番地
宮本 正彦	田川郡香春町大字鏡山1143番地
植田 幹夫	田川郡香春町大字鏡山247番地
守田 康信	田川郡香春町大字高野129番地
鶴我 正司	田川郡香春町大字高野1339番地
田中 正文	田川郡香春町大字香春1295番地
吉野 安	田川郡香春町大字香春1024番地6
筒井 紀一	田川郡香春町大字香春1434番地
田中 一博	田川市大字夏吉1631番地2
三辻 誠	田川市大字夏吉1594番地
倉石 喜三郎	田川市大字夏吉3027番地2
中村 善政	田川市大字夏吉831番地
原田 隆憲	田川市大字夏吉635番地

2 就任監事

氏名	住所
梅林 募	田川郡香春町大字香春2047番地
金子 直誓	田川郡香春町大字鏡山1837番地3
中村 元行	田川郡香春町大字高野117番地
木戸 孝一	田川郡福智町伊方3007番地2
崎原 敏幸	北九州市小倉北区大手町16番3-405号

公告

宮若市中土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
安永 正邦	宮若市黒丸1448番地
安永 清隆	宮若市黒丸112番地
安河 雅詞	宮若市宮永571番地
篠崎 達男	宮若市宮永741番地
有田 東彦	宮若市稲光171番地1
豊福 進午	宮若市稲光68番地1
仲光 辰夫	宮若市稲光1097番地
松尾 善美	宮若市稲光1210番地2
仲光 國廣	宮若市稲光1125番地
森田 富康	宮若市平879番地
奥村 勇二郎	宮若市平868番地1

花田 敏彦	宮若市高野437番地
谷口 省悟	宮若市竹原445番地

2 退任監事

氏名	住所
野口 元	宮若市宮永81番地2
柴田 丹一	宮若市稲光630番地
安藤 紫朗	宮若市平249番地4

3 就任理事

氏名	住所
安永 正邦	宮若市黒丸1448番地
安永 清隆	宮若市黒丸112番地
安河 雅詞	宮若市宮永571番地
篠崎 達男	宮若市宮永741番地
西本 憲司	宮若市稲光688番地1
豊福 進午	宮若市稲光68番地1
松尾 浩実	宮若市稲光1177番地
松尾 善美	宮若市稲光1210番地2
仲光 國廣	宮若市稲光1125番地
森田 富康	宮若市平879番地
奥村 勇二郎	宮若市平868番地1
花田 敏彦	宮若市高野437番地
谷口 省悟	宮若市竹原445番地

4 就任監事

氏名	住所
野口 元	宮若市宮永81番地2
野見山 國嗣	宮若市金生531番地2
山田 健次	宮若市平890番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字津黒町1651番2の一部及び1661番3並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市上西鱒坂123番地1
吉村 宏太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免東一丁目1503番1及びこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町志免二丁目16番5号
権丈 栄剛